

筑波大学新聞への広告掲載に係る募集要項

筑波大学新聞では、新聞に広告を掲載いただける企業様などを随時募集しております。企業様の宣伝や販促、イベント紹介など、幅広い用途にご活用いただけます。主として筑波大学内に配布しているので、本学学生および教職員をターゲットにした商品やサービスの宣伝に最適です。特に10月発行の筑波大学新聞50周年特集号は、通常号よりも増刷のうえ配布するため、学生向け商品やサービスを確実にPR可能です。筑波大学新聞を通じた広告掲載の活用をぜひご検討ください！

■筑波大学新聞について

筑波大学の学生や教職員が関わるニュースを中心に扱う大学公認の新聞（タブロイド判：縦402mm、横275mm）です。今年度の発行は年5回で、発行部数は各号21,000～39,000部。筑波大学内の各所やつくば市内などで無料配布しており、取材や原稿執筆、紙面の制作などは、教員の指導の下、学生が中心となって行っています。

また、筑波大学新聞は、バックナンバーを含め筑波大学ホームページにデジタル版も掲載しており、最新号の発行については、筑波大学新聞 Facebook、筑波大学新聞 twitter、筑波大学新聞 Instagram のほか、筑波大学の公式 SNS 等でも周知しております。

- ◇筑波大学新聞 Facebook (<https://www.facebook.com/ut.shimbun/>)
- ◇筑波大学新聞 twitter (https://twitter.com/ut_shimbun?lang=ja)
- ◇筑波大学新聞 Instagram (https://www.instagram.com/university_of_tsukuba_shimbun/)
- ◇筑波大学ホームページ (<https://www.tsukuba.ac.jp/about/public-newspaper/>)
- ◇筑波大学 Facebook (<https://www.facebook.com/univ.tsukuba.ja/>)

種類	発行時期（令和6年度）	発行部数	ページ数
通常号	6月12日、12月18日、2月19日	21,000部～ 23,000部	8ページ～ 12ページ
通常号	10月2日	36,000部	12ページ
その他	※4月号（新入生歓迎号：募集終了）および10月号は、本学の同窓会組織である茗溪会へ、別途約13,000部が配布されます。 ※筑波大学新聞は、バックナンバーを含め筑波大学ホームページにも掲載されます。（ https://www.tsukuba.ac.jp/about/public-newspaper/ ） ※年間発行予定ならびに各号の申し込み期限は別表（別紙1）を参照下さい。		

さらに、筑波大学新聞は、高い社会的評価を受けています。

[受賞歴等]

- ・第5回大学新聞コンテスト（朝日新聞社賞、連載賞／H27.12.18）
- ・第7回大学新聞コンテスト（連載賞／H29.12.19）
（<https://www.tsukuba.ac.jp/about/public-newspaper/340.pdf>）
- ・第9回大学新聞コンテスト（朝日新聞社賞、記事賞、連載賞／R1.12.19）
（<https://www.tsukuba.ac.jp/news/20191223061024.html>）
- ・つくば中央警察署長からの感謝状贈呈（H26.1.22／H28.1.18）
- ・大学新聞コンテスト2021（優秀賞／R3.12.16）
（<https://www.tsukuba.ac.jp/journal/awards/20211221133754.html>）

■ 広告掲載について

スペース	カラー面にて、下2段通し、下2段2分の1又は下2段3分の1 ※掲載枠サンプル（別紙2）
掲載料	下記のとおり
契約単位	発行回毎の契約を基本とし、複数月や年度の契約も可能とする。
入稿原稿	PDF形式 又は JPEG形式
その他	広告掲載は紙面発行のみ掲載されます。デジタル版では広告掲載はありません。

（掲載料について）

掲載面		規格		掲載料 （1回掲載につき）
通常号	カラー面	下2段通し	縦65mm×横241mm	77,600円
		下2段2分の1	縦65mm×横122mm	39,300円
		—	縦65mm×横94mm	30,200円
		下2段3分の1	縦65mm×横79mm	25,400円
新入生 歓迎号	カラー面	下2段通し	縦65mm×横241mm	93,100円
		下2段2分の1	縦65mm×横122mm	47,200円
		—	縦65mm×横94mm	36,200円
		下2段3分の1	縦65mm×横79mm	30,500円
備考	上記規格以外の掲載をご希望の際には、個別にお問い合わせください。			

（掲載までの流れについて）※フロー図（別紙3）

- 掲載のご相談、お問合せ（筑波大学新聞編集部）
- 広告掲載・手続き等についてのご案内
（<https://www.tsukuba.ac.jp/about/public-newspaper/youkou.pdf>）
- 掲載を希望する発行号の1か月前を目安に、別記様式第1号（広告掲載申請書）にて会社概要及び掲載しようとする広告の版下原稿や図案等を添えて、筑波大学編集部へメールで申請
- 掲載の可否等について検討
- 広告掲載決定通知書を送付
- 広告掲載決定通知後、筑波大学新聞担当者と広告掲載内容について調整、最終原稿を入稿
- 紙面発行（広告掲載）
- 完成紙面の送付、掲載料のご請求

(お申し込み方法について)

- 広告掲載をご希望される場合には、以下のご連絡先までお問合せください。
- 広告は随時募集しておりますが、編集の都合上、希望する号への掲載が間に合わない場合がございますので、お早目のご連絡をよろしくお願いいたします。
- 広告をお申し込みいただく前に、必ず国立大学法人筑波大学広告掲載等取扱規則（平成 29 年 6 月 22 日法人規則第 24 号）をご確認ください。
- 広告の内容によっては、掲載をお断りする場合がございます。

[お取り扱いできない広告] ※広告掲載取扱規則抜粋

情報媒体等への広告掲載は、次の各号のいずれかにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- (4) 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- (5) 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- (6) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に関するもの
- (9) 貸金法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- (10) たばこの広告や喫煙を促すもの
- (11) 社会問題の主義及び主張に関するもの
- (12) 取引商品等の性質上、消費者との懸案惹起が想定されるもの
- (13) 個人、団体又は組織等の名刺広告に関するもの
- (14) その他掲載又は掲出する広告として適当でないと認められるもの

(関係規則)

- 国立大学法人筑波大学広告掲載等取扱規則（別紙 4）

(ご連絡先)

- 筑波大学新聞編集部 Tel：029-853-6699

E-mail：shinbun@un.tsukuba.ac.jp

※編集室にいる時間は限られますので、まずはメールでお問い合わせいただければ幸いです。

- 筑波大学広報局 Tel：029-853-2040

(受付時間：月～金曜日の9時～17時)

E-mail：kohositu@un.tsukuba.ac.jp

2024年度 筑波大学新聞年間発行予定及びデータ入稿スケジュール

別紙1

号数	広告掲載申請書 締切	最終データ入稿	発行日	発行部数(未定)	備考
第382号	(入稿期間終了)		4月3日 (水)	39,000部	12面/入学式
第383号	5月17日 (金)	6月7日 (金) 15:00 まで	6月12日 (水)	21,000部	8面
第384号	9月6日 (金)	9月27日 (金) 15:00 まで	10月2日 (水)	36,000部	12面/筑波大学新聞50周年特集・雙峰祭
第385号	11月22日 (金)	12月13日 (金) 15:00 まで	12月18日 (水)	21,000部	12面/武者修行プロジェクト
第386号	1月17日 (金)	2月14日 (金) 15:00 まで	2月19日 (水)	23,000部	8面

【備考】

- 基本8面構成 (第382号・第384号・第385号については12面構成)
- 4月及び10月発行号については、各号13,000部を茗溪会に提供

広告掲載可能箇所 (カラー)

縦65^{ミリ} × 横241^{ミリ}

3 / 1 横79^{ミリ}

1 / 2 横122^{ミリ}

広告掲載可能箇所（カラー）

縦65ミリ × 横241ミリ

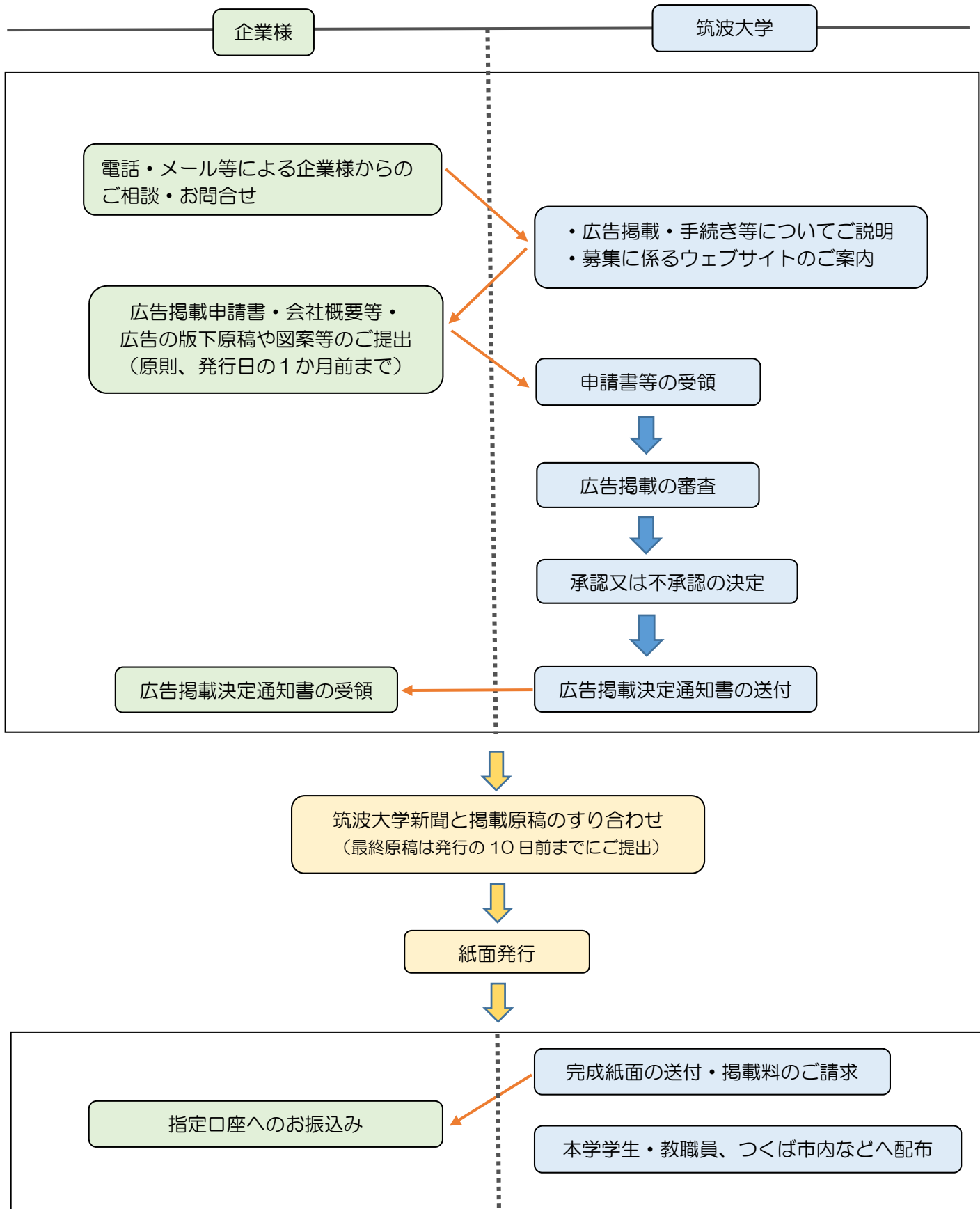
3 / 1 横79ミリ

1 / 2 横122ミリ

広告掲載可能箇所 (カラー)

縦65ミリ × 横94ミリ

筑波大学新聞への広告掲載までの流れ（フロー図）



○国立大学法人筑波大学広告掲載等取扱規則

〔平成29年6月22日〕
〔法人規則第24号〕
改正 平成31年法人規則第29号
令和 元年法人規則第 9号

国立大学法人筑波大学広告掲載等取扱規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）が発行又は発信する情報媒体その他の財産（以下「情報媒体等」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報媒体等 次に掲げる本学の財産のうち、広告の掲載又は掲出が可能なものをいう。
 - ア 本学が作成する広報誌、冊子類、封筒等の印刷物
 - イ その他情報媒体等として活用できる本学の財産のうち、学長が認めるもの
- (2) 広告掲載 情報媒体等に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 情報媒体等への広告掲載は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- (4) 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- (5) 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- (6) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- (9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (10) たばこの広告や喫煙を促すもの
- (11) 社会問題の主義及び主張に関するもの
- (12) 取引商品等の性質上、消費者との懸案惹起が想定されるもの
- (13) 個人、団体又は組織等の名刺広告に関するもの
- (14) その他掲載又は掲出する広告として適当でないと認められるもの

(広告掲載の態様等)

第4条 広告が情報媒体等に占める割合及びその掲載箇所等の態様は、情報媒体等の趣旨を損なわない範囲でなければならない。

2 情報媒体等に継続して広告を掲載する場合、期間は1か月を単位とし、一度の申し込みによる掲載期間は、最長12か月とする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の実施に当たっては、ホームページ等により広く募集して行うものとする。

(広告掲載の申請)

第6条 広告掲載を希望する企業その他の者(以下「広告依頼者」という。)は、別記様式第1号の広告掲載申請書に会社概要等及び掲載しようとする広告の版下原稿や図案等を添えて、学長に申請するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 学長は、前条の広告掲載の申請があったときは、当該事業に関連する業務を担当する副学長等の意見を聴いて、掲載の可否を速やかに決定し、広告依頼者に別記様式第2号の広告掲載決定通知書により通知するものとする。

2 学長は、前項の決定に当たり必要があると認めるときは、運営会議の意見を聴くことができる。

(広告依頼者の責務)

第8条 広告の内容又はこれに起因する一切の責任は広告依頼者が負うものとし、本学はいかなる責務も負わない。

2 広告依頼者は、広告の版下原稿や図案等の作成等に関する経費を負担する。

3 広告依頼者は、広告の版下原稿や図案等に関する著作権等関係諸法令の確認及び必要な手続きを行わなければならない。

(広告の掲載順位)

第9条 同一の情報媒体等において複数の広告を掲載する場合、原則として、広告掲載の申請を受理した順に、広告掲載枠の右上部から順に右下に掲載するものとする。

2 広告掲載枠を超える申請があった場合は、原則として、広告掲載の申請を受理した順に掲載することとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告の規格及び掲載料)

第10条 広告の規格及び掲載料は、別表を標準とする。

2 学長は、情報媒体等の発行部数、発信形態又は態様からみて、別表に定める規格及び掲載料の標準によりがたいと認める場合その他特別の事情がある場合においては、規格及び掲載料を変更することができる。

(掲載料の納入等)

第11条 広告依頼者は、掲載料を指定された期日までに本学が指定した預金口座へ一括納入す

るものとする。ただし、第13条に定める現物寄付の場合はこの限りでない。

- 2 既納の掲載料は、第14条第1項第2号の事由により広告掲載の決定を取り消した場合及び情報媒体等の発行中止等本学の都合により広告が掲載できなかった場合を除き、原則として返還しない。
- 3 掲載料を返還する場合、利子を付さない。

(掲載料の帰属)

第12条 掲載料は、情報媒体等を所管する教育研究組織等に帰属させるものとする。

(現物寄付)

第13条 学長が認める場合は、第10条に定める掲載料の全部又は一部の納入に代えて、広告依頼者に広告を掲載した情報媒体等を寄付させることができる。

(広告掲載の取消し等)

第14条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載料の納入がないとき
 - (2) 広告依頼者から、第7条第1項に定める広告掲載決定通知書において指定した広告掲載の取消し期限までに、広告掲載の取消しの申出があったとき
 - (3) 広告掲載の申込み時に広告の版下原稿又は図案等の文案等が提出された場合において、第7条第1項に定める広告掲載決定通知書において指定した提出期限までに広告の版下原稿又は図案等が提出されなかったとき
 - (4) 第6条に定める広告掲載申請書及び添付書類等の記述に虚偽がある等信頼関係を損なう事実が判明したとき
 - (5) 広告依頼者がこの法人規則その他の法人規則等に違反したとき又は違反したことが判明したとき
 - (6) その他学長が広告掲載の決定を取り消すことを必要と認めるとき
- 2 学長は、現物寄付を受けた情報媒体等について、寄付受領後の状況の変化等によりやむをえないと認めるときは、その使用を中止することができる。この場合、本学は、広告依頼者にその旨を通知し、現物寄付の残部を返還する以上の責は負わない。

(事務)

第15条 広告掲載に関する事務は、総務部総務課及び関係部課室等が行う。

(雑則)

第16条 この法人規則に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、平成29年6月22日から施行する。

附 則 (平31.4.26法人規則29号)

この法人規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令元. 9. 5 法人規則 9 号）

- 1 この法人規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の日前に、改正前の国立大学法人筑波大学広告掲載等取扱規則第 6 条の規定により申請があったものの広告の掲載料については、この法人規則による改正後の同規則第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

発行部数 1,000 部超の広報誌（多色刷り）

規格	掲載料（1 掲載当たり） （税込）
縦 5cm×横 9cm	25,460 円
縦 5cm×横 18cm	50,920 円
縦 10cm×横 9cm	50,920 円
縦 10cm×横 18cm	76,380 円
縦 12.5cm×横 18cm（A4 版半面）	101,850 円
縦 25cm×横 18cm（A4 版全面）	203,700 円

※ 継続して掲載する場合の掲載料は、継続の掲載回数に上記掲載料を乗じて掲載料を算定する。

国立大学法人筑波大学長 殿

(広告依頼者)

名 称 _____

代表者 _____ 印

住 所 _____

広 告 掲 載 申 請 書

国立大学法人筑波大学広告掲載等取扱規則第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

掲載を希望する広告媒体 (○で囲んでください。)	1. 印刷物 () 2. その他 ()	
掲 載 希 望 期 間	年 月 ~ 年 月	
掲 載 希 望 枠 数	枠	
広 告 の 内 容 (広告の内容案を記入又は添付 してください。)		
業 種		
連 絡 先	担 当 者 氏 名	
	電 話	()
	F A X	()
	E-mail	
そ の 他	1. 申請に当たっては、国立大学法人筑波大学広告掲載等取扱規則を遵守します。 2. 広告の内容に著作権及び肖像権の侵害のないことを確認しています。	

（広告依頼者） 殿

国立大学法人筑波大学長

〇 〇 〇 〇 印

広 告 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない
掲 載 す る 広 告 媒 体	
掲 載 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
掲 載 枠 数	枠
広 告 の 内 容	
広 告 掲 載 料	
広 告 掲 載 料 納 入 期 限	年 月 日 ()
広 告 原 稿 提 出 期 限	年 月 日 ()